

工場立地法区準則条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p> <p>（区域）</p> <p>第3条 法第4条の2第1項に規定する他の準則によることとすることが適切であると認められる区域は、墨田区の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域及び工業専用地域（以下「対象区域」という。）とする。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第3条 法第4条の2第2項に規定する他の準則によることとすることが適切であると認められる区域は、墨田区の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域及び工業専用地域（以下「対象区域」という。）とする。</p>

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

工場立地法の一部改正（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>（工場立地に関する準則等の公表）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>第4条の2 <u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）に係る前条第1項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第9条第2項第1号において「<u>市町村準則</u>」という。）を定めることができる。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>第4条の2 <u>都道府県は、当該都道府県内の町村の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）に係る前条第1項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、第3項の基準の範囲内において、同条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第9条第2項第1号において「<u>都道府県準則</u>」という。）を定めることができる。</u></p>

2 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、緑地及び環境施設の整備の必要の程度に応じて区域の区分ごとの基準を公表するものとする。

3 第1項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

2 市は、当該市の区域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、緑地面積率等に係る前条第1項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第9条第2項第1号において「市準則」という。）を定めることができる。

3 〔同左〕

4 第1項及び第2項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

【施行期日】平成29年4月1日